

1・2年保護者 各位

「タブレットの持ち帰りに関するルール」について
(学習用タブレット端末の利用についての承諾書)

つきましては、下記の内容をご確認の上、「承諾書」を切り取り、2月14日（月）までに担任へご提出くださるようお願いいたします。

タブレットの持ち帰りに関するルール（別紙の鹿屋市教育委員会作成文書もご確認ください）

- なお、紛失や盗難、過失による破損等の場合は、保護者が責任を負うことになります。

※ ご不明な点がございましたら、教頭（飯隈）へお尋ねください。（第一鹿屋中学校：43-2920）

切り取り線

【 承 諾 書 】

□ 「タブレットの持ち帰りに関するルール」(学習用タブレット端末の利用について)の内容について確認の上、(ア 承諾します イ 承諾しません) (ア、イのいずれかに○を付けてください)

■ イ（承諾しません）を選択した場合は、その理由を以下に記載ください。

(※記載例：①現時点ではWi-Fiを設定していないため。②家族に幼児がいるため破損する危険性が高いから など)

令和4年 月 日 年 組 生徒氏名：()

保護者氏名：()
(自筆)

※ 切り取って、2月14日（月）までに担任にご提出ください。

学習用タブレット端末の利用について

～保護者のみなさんへ～ 鹿屋市教育委員会

鹿屋市立小・中学校に通うお子さんに一人一台のタブレット端末を配布しております。タブレットは、子どもたちが意見交換、発表などで互いを高め合ったり、自ら考え、表現するために使用するものです。ICTを活用した新たな学びを進めていくために、保護者の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

タブレットのメリットを学びに生かします

データの活用

例) 学習データ蓄積・活用



双方向のやり取り

例) 意見整理や協働制作



個別最適化

例) 個に応じた教材の活用
習熟によるドリル学習

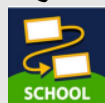


すべての学校でタブレットを活用した学びを日常的に行います

教科書の2次元コードを活用した学び



双方向のデータ共有による協働的な学び



学習データを生かしながら、一人一人の子どもにあった学習を進める



学校での活用

持ち帰ったタブレットで家庭学習



持ち帰ったタブレットでオンライン授業（臨時休業等）



家庭での活用

タブレット使用（持ち帰り）に関するお願い

- タブレットは基本的に、学校内で使いますが、持ち帰って学習のために使うことがあります。
(学習をするとき以外は、学校用のタブレットをしません)
- 持ち帰って使用する際、タブレットの充電及びご家庭のインターネット回線を使わせていただきますのでご協力お願いします。
- 各学校が示した「持ち帰りタブレット活用ルール」をもとに、各家庭でタブレットの使い方(ルール、やくそく)をお子さんと必ず確認してください。
- タブレットは破損しないように大切に取り扱いってください。
- 学習の際に使っていてこわれた場合は、学校(教育委員会)で対応します。紛失、盗難の場合は、保護者が責任を負うことになります。
- 情報モラルについては、学校でも学びますが、自分も他人も傷つくことがないようにご家庭でもお話しください。
 - ・ 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは絶対に書きこみません。
 - ・ 自分のiPadを他人に貸したり、使わせたりしません。
 - ・ カメラや動画で誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。
 - ・ インターネットの検索で、不安を感じるサイトや「変だな」と思うサイトに入った時は、家の人に知らせ、閉じるようにします。
- お子さんの健康を守るために、長時間利用とならないように見守りをお願いいたします。
 - ・ タブレットを使用するときは、よい姿勢で画面から30cm以上離すようにし、30分に1回は20秒以上画面から目を離して遠くを見るようにします。
- 学校から配布される「学習用タブレット端末の利用についての確認書」を確認の上、学校へご提出ください。